

議案第 8 号

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例の制定について

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成28年2月23日提出

富士見市長 星 野 信 吾

提 案 理 由

勤労青少年福祉法等の一部を改正する法律の施行による職業能力開発促進法の一部改正に伴い、富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例

富士見市保育の必要性等の認定に関する基準を定める条例（平成26年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条第8号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。